

西千代ヶ丘自治会集会所規則

【設置】

第1条 西千代ヶ丘自治会会員相互の親睦を図るとともに連帯感を高め、会員の福祉の増進とその向上を図ることを目的として、西千代ヶ丘自治会集会所（以下「集会所」と言う）を奈良市西千代ヶ丘3丁目9番地に設置する。

【運営管理】

第2条 集会所の維持管理及び運営を適正に行うために「集会所運営委員会（以下運営委員会と言う）」と「集会所鍵管理委員（以下鍵管理委員と言う）」を置く。

(1) 集会所運営委員会

① 運営委員会の役割

- ア) 使用許可と使用料の徴収
- イ) 集会所建物等の維持及び管理
- ウ) その他、集会所の一切の業務

② 運営委員会は自治会会長（以下会長と言う）と3名の副会長 会計の5名で構成する。1名の副会長が集会所担当副会長（以下担当副会長と言う）として会長の代行を行う。

③ 法律(消防法第8条)により1名の防火管理者を置く

- ア) 防火管理者は原則として2項の担当副会長とする
- イ) 防火管理者は定められた講習を受け資格を取得する

④ 防火管理者は

- ア) 消防計画書を作成し、消防署に提出する
- イ) 消防用設備器材を点検し、必要時には消防署の立ち入り検査を受ける
- ウ) 年2回防火訓練を行う

(2) 集会所鍵管理委員

① 「鍵管理委員」は、運営委員会が認めた限定者とする。

* 限定者とは、原則、集会所を月2回以上、定例的に使用の自治会ボランティア、サークル、同好会の代表者とする*【鍵の複製は禁ずる】

② 任期は1年とする。鍵管理委員は、鍵の保管を行うとともに、グループ内会員に限り貸与できる。

(3) 鍵管理委員以外の者で集会所使用を許可された者は、担当副会長より鍵の貸与を受け使用後すみやかに返却しなければならない。

【会計】

第3条 集会所の経常収支は 勘定科目を設けて一般会計で行う。

(2) 集会所の大規模修理、建替え等に備え、「集会所特別積立金」を設ける。

(3) 原則として毎年積立し、積立額は固定せず予算執行状況を判断して役員会で決める

(4) 大規模修理、建替え等をする場合は一般会計とは別に「集会所特別会計」を設けなければならない。

〔集会所特別会計〕の内容

原資	用途	備考
集会所特別積立金	・集会所建物の多額を要する補修 ・集会所建物の増改築	「多額」の判定は役員会が行う

【使用の申請と許可】

第4条 集会所を利用しようとする者は、担当副会長に許可申請書を提出しなければならない。

(2)この申請は使用日の3か月前からとする。

(3)申請者は西千代ヶ丘自治会会員とする。但し会長が認めた場合はこの限りではない。

第5条 集会所の使用許可を受けようとする者は、所定の申請書に次の事項を記入して申請しなければならない。

- ① 申請者の住所
- ② 使用の日時
- ③ 使用の目的
- ④ 使用室名
- ⑤ 使用者の予定人数
- ⑥ その他、会長が指定する事項

(2)前項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、あらかじめその許可を受けなければならない。

【使用の制限等】

第6条 次の各号に該当するときは、使用を許可せず、又は許可を取消、若しくは使用を停止することができる。

- ① 公安または風俗を害する恐れがあるとき
- ② 営利を目的とするとき
- ③ 特定の政党の利害を目的とするとき
- ④ 特定の宗教の活動を目的とするとき
- ⑤ 建物または付属設備等を損傷する恐れがあるとき
- ⑥ 管理上支障があると認められるとき
- ⑦ この規則に違反したとき
- ⑧ その他会長が不相当と認めるとき

【使用区分と優先順位】

第7条 集会所の使用区分と優先順位は以下の通りとする。

- ① 自治会の主催する会合及び行事
- ② グリーンクラブ、太陽っ子クラブ、の会合及び行事
- ③ 自治会が認可したサークル ボランティアの会合及び行事（但し週1回使用を限度とする）
- ④ 会員の研修、レクレーション等の会合及び行事。
- ⑤ その他の使用は会長が特に必要と認めた者に限る

【使用時間と使用料】 「別表1・2」参照

第8条 集会所の使用時間は午前9時から午後9時までとする。

但し会長が特に必要と認める場合はその利用時間を延長しまたは短縮する事ができる。

第9条 集会所の使用料は次の通りとする。

- ① 第7条の1, 2 は無料とする
- ② 第7条の3, 4, 5は「別表第1」を適用する

③ 但し、5に関して葬儀の場合は「別表第2」を適用する

(令和元年10月1日廃止)

(2)集会所の使用料は、集会所担当副会長に 現金で納付するものとする

(3)使用料は、使用許可の有った日の翌日までに納入しなければならない

(4)自治会の事務事業のため集会所を使用する場合は、使用料を免除する

【使用料の還付】

第10条 既納の使用料は、還付しない。

但し、会長が特別の理由があると認めた場合には、この限りではない。

【使用者の責任事項】

第11条 集会所の使用許可を受けた者は、使用者となり、次の事項を守らなければならない。

① 集会所の鍵の受取および返却を確実に速やかに行うこと

② 使用時において、集会所の鍵を厳重に保管すること

③ 使用後は集会所内の清掃をおこなうこと（便所を含む）

④ 火災および盗難を防止すること

⑤ 事故の防止に努めること

⑥ 集会所使用許可証のチェック事項により点検・確認を実施すること

⑦ 著しく破損した場合には、使用責任者が担当副会長に報告のうえ、原状回復することとする。

⑧ その他、担当副会長の指示に従うこと

【事故の責任】

第12条 使用責任者は、使用に関して生じた一切の事故について、その責任を負うものとする。

【遵守事項】

第13条 使用者および利用者は、集会所で次の事項を守らなければならない。

① 騒音又は怒声を発し暴力を用い、その他、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと

② 所定の場所以外において火気を使用しないこと（全館 禁煙とする）

③ 許可無く物品を販売しないこと

④ 許可無く壁、柱等に貼り紙をし、又は釘類を打たないこと

⑤ 管理上の、必要による指示に従うこと

【施行の細則】

第14条 この規則の施行について必要な事項は会長が定める。

【附則】

この規則は、昭和63年12月10日から施行する。

この規則は、平成3年4月7日から施行する。

この規則は、平成10年9月1日から施行する。[別表第1改定]

この規則は、平成16年3月20日から施行する。[別表第2制定]

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

「西千代ヶ丘集会所運営要綱」および「集会所規則/運営要綱/各条項運用内規」を網羅した新たな、「西千代ヶ丘自治会集会所規則」とすることを、平成27年2月7日の役員会に於いて決定した。

この規則は、令和元年10月1日より施行する。

この規則は、令和5年10月1日より施行する。

【別表】

集会所規則第9条による使用料は下記の通りとする。

〔別表第1〕

使用室	使用者区分	9:00～12:30	12:30～17:00	17:00～21:00
1階 (1室)	会 員	300円	300円	300円
	非会員同伴	600円	600円	600円
2階	会 員	700円	700円	700円
	非会員同伴	1,400円	1,400円	1,400円

※自治会同好会・サークルは会員料金を適用する。

※使用者が非会員同伴であっても青少年（18才未満）主体の場合は上の表の半額とする。

【改定】

令和5年10月1日より実施する。